

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の
一部を改正する条例

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和 31 年葉山町条例第 200 号）の一部を次のように改正する。

（別 紙）

平成 30 年 11 月 30 日提出

提出者	葉山町議会議員	待 寺 真 司	印
賛成者	葉山町議会議員	笠 原 俊 一	印
	同 上	鈴 木 道 子	印
	同 上	横 山 すみ子	印
	同 上	畑 中 由喜子	印
	同 上	土 佐 洋 子	印
	同 上	金 崎 ひ さ	印
	同 上	石 岡 実 成	印
	同 上	近 藤 昇 一	印
	同 上	窪 田 美 樹	印

提案理由

平成30年8月10日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘案し、議員の期末手当の支給率を改めるため提案するものであります。

葉山町条例第 号

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和31年葉山町条例第200号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第2条 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定による改正後の葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例第6条第2項の規定は、平成30年12月1日から適用する。

条 例 の 概 要

題 名

葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

1 趣 旨

平成 30 年 8 月 10 日に行われた人事院勧告に伴う町の改正の動向を勘案し、議員の期末手当の支給率を改めることとした。

2 内 容

期末手当の支給率を次のとおり改正することとした。

関係条文 支給月	現行		第 1 条による改正 (平成 30 年 12 月 1 日適用)		第 2 条による改正 (平成 31 年 4 月 1 日施行)
6 月期	2.125 月	⇒	2.125 月	⇒	2.225 月
12 月期	2.275 月		2.325 月		2.225 月
年間計	4.4 月		4.45 月		4.45 月

3 施行期日

この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 31 年 4 月 1 日から施行することとした。ただし、平成 30 年 12 月期に支給する期末手当に係る改正規定は平成 30 年 12 月 1 日から適用することとした。

【第1条】 葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (H30.12.1 適用)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては<u>100分の227.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>

【第2条】葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 新旧対照表 (H31. 4. 1 施行)

改正後	改正前
<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の225.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>○葉山町議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例 昭和31年10月6日条例第200号</p> <p>(期末手当の額及び支給方法)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれその基準日現在(前項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職等によりその職を離れた日現在)においてその者が受けるべき報酬の月額及びこれに100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、一般職の職員の例による割合を乗じて得た額とする。</p> <p>3 (略)</p>